

平成 24 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 トレンドマイクロ株式会社

代表者名 代表取締役社長 エバ・チェン

(コード番号 4 7 0 4 東証第一部)

問合せ先 代表取締役 COO 兼 CFO マヘンドラ・ネギ

(TEL. 0 3 - 5 3 3 4 - 4 8 9 9)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 16 日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を平成 24 年 3 月 27 日開催予定の当社第 23 期定時株主総会に提案することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社の株価と当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の受ける利益とを連動させることにより当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し、株主価値を高めること、また、業績向上による株価上昇インセンティブのみならず株価変動によるリスクについても株主の皆様と共有することを目的として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものがあります。

2. 新株予約権の数の上限

下記 4. に定める内容の新株予約権 22,000 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付される株式の総数は、当社普通株式 2,200,000 株を上限とし、下記 4. (2) により新株予約権の目的となる株式の数が調整された場合は、調整後の株式の数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

(2) 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の行使期間

割当日の翌日から 5 年間

(5) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から 45 日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から 2 年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から 6 ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第 423 条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、勤務成績または勤務形態が不良で業務に支障があり解雇された場合、諭旨退職となった場合及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でない事由に該当した場合には、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。

②新株予約権者が上記(4)の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から 6 ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から 2 年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から 6 ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。

③新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合に

は取締役会決議がなされたとき)は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、上記(5)の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(3)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(9)③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権の権利行使期間

前記(4)に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記(5)に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(6)に準じて決定する。

⑧新株予約権の取得に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑨譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権証券

当社は、新株予約権証券を発行しない。